

石川県公報

令和5年1月24日

第13576号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	4
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群A海域)の一部変更 (水産課)	3	○県営土地改良事業の換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	3	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同)	4
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	4

告 示

石川県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
-
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
-

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
輪島市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備えて縦覧に供する。)

石川県告示第28号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群A海域)(令和4年石川県告示第260号)の一部を令和5年1月16日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

変 更 後		変 更 前	
第2 ずわいがに日本海系群A海域		第2 ずわいがに日本海系群A海域	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
272トン		262トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	272トン	石川県知事管理漁業	262トン

石川県告示第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	平成29年石川県告示第169号 金沢都市計画道路事業 3・4・22号泉野々市線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成16年2月24日から 令和13年3月31日まで

石川県告示第30号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人ともえ	七尾市万行町11-3-11	七尾市生駒町32-1	令和5年1月16日

公 告

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年1月25日から同年2月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
鵜浦地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和5年1月25日から同年2月22日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	中沼・夏栗地区 (夏栗工区)	換地計画書の写し	石川県県央農林総合事務所 土地改良部計画課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (機構関連型)	末坂地区	令和5年1月18日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年1月24日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
(1号道路) かほく市浜北口31番1 (2号道路) かほく市浜北口31番8	(1号道路) 幅員 6.00m 延長 34.45m (2号道路) 幅員 6.00m 延長 24.45m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	令和5年1月11日
河北郡津幡町字太田ほ171番5	幅員 6.00m 延長 45.44m	金沢市二ツ屋町7番29号 株式会社エム・ティ・エステート	令和5年1月11日

